

高齢者世帯調査(簡易版)
対 70歳以上のみの世帯
内 毎年4〜5月に実施している高齢者世帯調査は、6月から実施します。
 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、調査項目を減らし、主に体調や困りごとについて、民生委員が調査します。
問 高齢介護課
 ☎ 21-1406
 FAX 22-17731

第1回スマイルウォーキング
日 6月26日(土)午前8時30分〜11時30分
コース 唐子地区体育館⇄浄空院(往復3km)
集合場所 唐子中央公園駐車場
対 市内在住のおおむね65歳以上の人
定 20人(申込順)
内 介護予防を目的にサポーターと共同にゆっくりと歩く。
持 飲み物、雨具、マスクなど
申・問 6月18日(金)までに直接、電話又はFAXで高齢介護課へ。
 ☎ 21-1406 FAX 22-17731

胃がん検診(集団)
日 ①7月30日(金)、②8月19日(木)・20日(金)・21日(土)・23日(月)
対 ①は乳がん検診と同時実施のため女性限定
場 保健センター
対 30歳以上の成人
定 ①50人、②各回60人(申込順)
申・問 6月8日(火)から直接、電話又はFAXで健康推進課へ。
 ☎ 24-3921 FAX 22-17435

乳がん検診(集団)
日 7月30日(金)①午前・②午後、③31日(土)午前
対 ①は乳がん検診を同時に受診できます(要申込)。
場 保健センター
対 市内在住の40歳以上の女性で、昨年度、市の乳がん検診を受けていない人
定 ①50人、②・③60人
内 視触診・診察、マンモグラフィ
※ 詳細は「令和3年度保健センター行事日程表」又は市HPをご確認ください。
費 1、200円(40〜69歳)※70歳以上

大人のための健康歯援プログラム
日 7月7・21(水)午後(時間は個別対応のため申込後にお知らせ)
場 保健センター
対 市内在住の成人
内 歯と口の健康力チェック、口腔内チェック、歯周病リスクチェック
申・問 事前に健康推進課へ。
 ☎ 24-3921 FAX 22-17435

いきいき生活教室
日 7月15・29、8月5(木)午前10時〜11時30分(全3回)
場 平野市民活動センター
対 市内在住の65歳以上の人
定 各回20人(申込順)
内 健康寿命を延ばすために自宅で実践できる運動・栄養・口腔ケアを学ぶ。

いきいきパス・ポイント対象事業
日 7月7日(水)午前9時30分〜11時20分
場 保健センター
内 臨床心理士による相談
申・問 事前に健康推進課へ。
 ☎ 24-3921 FAX 22-17435

いきいき生活教室
日 7月15・29、8月5(木)午前10時〜11時30分(全3回)
場 平野市民活動センター
対 市内在住の65歳以上の人
定 各回20人(申込順)
内 健康寿命を延ばすために自宅で実践できる運動・栄養・口腔ケアを学ぶ。

今日号掲載の対象事業
 ファミリー歯科健診
 胃がん検診(集団)
 乳がん検診(集団)
 いきいき生活教室
 第1回スマイルウォーキング
 認知症検診
 みんなきらめけ!!ハッピー体操
 こちらウォーキングセンターです
 月例市民ウォーキング

休日・夜間診療 事前に電話相談して受診

名称	日時(診療時間)	施設	電話番号
休日夜間急患診療所	月〜土曜日午後5時〜11時、日曜日、祝日午前9時〜午後11時	東松山医師会病院	☎22-2822
休日歯科センター	日曜日、祝日午前9時から(受付は午前8時30分〜11時30分)	保健センター	☎24-3920
比企地区こども夜間救急センター(対象は原則として満15歳以下)	月〜金曜日(祝日、年末年始は除く)午後8時から(受付は午後7時30分〜10時)	東松山医師会病院	☎22-2822

後期高齢者医療制度の保険料

保険料の計算

令和3年度	
均等割額(被保険者全員が均等に負担する部分)	41,700円
所得割率(被保険者の所得に応じて負担する部分)	7.96%
年間保険料上限額	64万円

※税率は、令和2年度から変更ありません。

※保険料は、被保険者1人ごとに埼玉県後期高齢者医療広域連合が計算します。

※保険料額(年額)は、均等割額と所得割額(前年の所得をもとに算定した基礎控除後の総所得金額等×所得割率)の合計です。

既に特別徴収(年金からの差引き)により保険料を納めていただいている場合は次の表のとおりです。

年金受給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
保険料額	前々年(令和元年)の所得をもとに算出した仮算定額			前年(令和2年)の所得をもとに算出した本算定額から4・6・8月に納付済みの保険料額を差し引いた金額		

※4・6・8月の保険料額と10・12・2月の保険料額が異なる場合があります。

保険料の納め方

納付方法	特別徴収(年金からの差引き)	普通徴収(納付書又は口座振替)
対象	年額18万円以上の年金を受給している人で、後期高齢者医療保険料額と介護保険料額の合計額が特別徴収対象年金の受給額の1/2を超えない人	左記以外の人又は納付方法変更申請をした人
通知	7月中に保険料額決定通知を郵送	7月中に納付書(口座振替の場合は保険料額決定通知)を郵送

保険料の軽減措置

- 所得の低い人は、世帯の所得の合計額により均等割額が軽減されます。
- 軽減率が見直され、これまで軽減特例措置として、均等割額が7.75割軽減対象であった人については、令和3年度から7割軽減に変わります。
- 後期高齢者医療制度に加入する前日に健康保

険組合等の被扶養者であった人は、均等割額が加入後2年間に限り5割軽減され、所得割額はかかりません。被扶養者であったかどうかは健康保険組合等からの情報提供により判定します。情報提供がない場合、被扶養者であっても保険料が軽減されていないことがありますので保険年金課までご連絡ください。

問 保険年金課 ☎63-5004 FAX 23-0076